

# やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金 Q & A（よくあるお問い合わせ）

令和7年5月8日  
※ 随時更新します

## **Q 1** 補助対象となる事業の具体的なイメージは何か？

**A 1** この補助制度では、外国人の日本語学習の機会が継続的に得られる事業であるかという点を審査基準としています。具体的な事例は、日本語教室への参加、プライベートレッスン、オンラインレッスンの受講などです。企業等が主導的に外国人の日本語学習の機会を提供することを対象にしているため、自主学習等がメインとなる e-ラーニング講座等の受講は内容によって対象外となる場合がございますので、申請を検討される場合は、具体的な内容とともに担当者へご相談ください。

## **Q 2** オンラインレッスン受講のための PC 購入は補助の対象となるか？

**A 2** パソコンは資産と見なされるため、対象となりません。事業期間内のリース契約費については、申請可能です。

## **Q 3** 海外にいる内定者への日本語教育は補助の対象となるか？

**A 3** 日本に入国してからの日本語学習を対象としておりますので、海外での日本語教育は対象外です。

## **Q 4** 日本語能力を測る試験には何があるか？

**A 4** 日本語能力試験（JLPT）が代表的ですが、他にも多数ありますので、文化庁ホームページ「日本語能力評価・試験等一覧」を参考に、専門機関で実施されている日本語試験の受験をお願いします。

■文化庁「日本語能力評価・試験等一覧」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/hyoka\\_shiken/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/hyoka_shiken/)

## **Q 5** 事業実施期間の設定はどのように行うのか？

**A 5** 補助事業の対象期間は令和7年度においては、令和7年4月から令和8年2月末までです。事業開始は交付決定日以降に可能となりますので、事業開始予定日は余裕をもった日付で交付申請を行ってください。

事業完了予定日は、実績報告のための日本語試験の結果公表日及び補助対象経費の支払いが完了し領収書が発行される日を考慮した日付で設定ください。最大で2月末日までです。事業完了日から1ヶ月後、もしくは3月5日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要がありますので、そちらも併せて考慮ください。

（3月5日が土日・祝日の場合は、それ以前の平日まで。）

**Q 6** やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワークへの参加が必要か？

**A 6** 補助金交付申請の前にネットワークへの加入が必要です。

**Q 7** 派遣社員は補助対象者になるか？

**A 7** 直接雇用でない派遣社員は対象外です。（契約社員、パート、アルバイトも対象外。）

**Q 8** 実績報告とは具体的に何を提出する必要があるか？

**A 8** 以下の書類等を提出いただきます。

- ① 実績報告書 【様式第 6 号および別紙 1】
- ② 事業収支決算書 【様式第 6 号別紙 2】
- ③ 支出証憑（領収書、請求書）
- ④ 日本語試験の結果
- ⑤ 補助金振込先口座
- ⑥ 学習の様子がわかる写真（写真説明コメント入り）

その他必要に応じて県から追加提出を求める場合があります。

※ 日本語能力を測ることが補助金の交付要件となるため、収支予算における日本語試験の受験費用計上の有無に関わらず、日本語試験（JLPT など）を受験していただく必要があります。（可否は問いません）なお、未受験の場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金が交付されない可能性があるので、ご注意ください。

また、交付決定後の補助事業の内容に変更が生じた場合、原則として変更承認の申請が必要になります。変更承認申請手続きが行われなかった場合も、補助金が交付されない可能性がありますので、実施計画に変更が生じる前に早めに県にご連絡・ご相談ください。変更承認の手続きをご案内いたします。

（実績報告書の様式は事業完了予定日の概ね 1 ヶ月前に、県から送付します。）